

# 陳 情 書

2023年8月25日

あきる野市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武藏183-3

立憲共和党代表 角田 統領



## 指定管理者に係る違法条例条項の改正を求める件

### 第1 陳情の趣旨

- 1 あきる野市における、指定管理者に係る条例の違法条項の改正を求める。

### 第2 陳情の原因

- 1 あきる野市の「公の施設」に係る条例に、次の条項がある。

#### ① あきる野市ファーマーズセンターの設置及び管理に関する条例

##### 第7条 (センターの管理)

センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

- 1 第7条の「センターの管理は・・・指定管理者に行わせる」は、行為主体が規定されていないから、文章として成立しておらず、無効である。

本条の行為主体は「市長」ではなく、「市」とされるべきものである。

#### ② あきる野市十里木長岳観光施設の設置及び管理に関する条例

##### 第5条 (利用の承認)

観光施設を利用しようとする者は、あらかじめ**市長の承認**を受けなければならない。

##### 第7条 (観光施設の管理)

観光施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。



1 第5条は、権力条項である。

2 第7条の「観光施設の管理は・・・指定管理者に行わせる」の行為主体の規定がないから、文章として成立しておらず、本条項は無効である。  
本条の行為主体は「市長」ではなく、「市」とされるべきものである。

### ③ あきる野市戸倉体験研修センターの設置及び管理に関する条例

## 第18条（研修センターの管理）

市長は、研修センターの管理を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2  
第 3 項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

## 第22条（準用規定）

第4条から第8条まで、第10条、第12条から第15条まで、第16条第2項、別表第1及び別表第2の規定は、第18条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条第1項ただし書、第5条第3項、第6条ただし書及び第7条第2項ただし書中「市長が特に必要があると認めるとき」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得たとき」と、第7条第1項及び第4項、第8条、第10条第2号及び第4号、第12条ただし書、第13条から第15条まで並びに第16条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条（見出しを含む。）別表第1及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と◆読み替えるものとする。

#### ④ あきる野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

## 第8条 (センターの管理)

センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

1 第18条は、権力条項である。

本条は、行為主体を「市長」としており、本条が「地方自治法第244条の2第3項の規定により」として引用している条文の冒頭には「普通地方公共団体は」と規定されており、あきる野市における「普通地方公共団体」は、「市長ではなく「市」であるから、本条の規定は地自法第14条の「法令に反しない限り」という法定要件に反しているから違法であり、無効である。

「市長」は、「処分」を「指定管理者に行わせる」ことはできない。

## ⑤ あきる野市障害者通所支援施設の設置及び管理に関する条例

### 第3条（業務）

支援施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

## 第7条（利用の承認）

支援施設を利用しようとする者は、あらかじめ**市長の承認**を受けなければならない。

## 支援施設の管理は、地方

定により、指定管理者に行わせるものとする。

#### 第10条(指定管理者が行う業務)

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する業務に関する事。  
(2) 支援施設の維持管理に関する事。

1 第3条は「支援施設は、次に掲げる業務を行う」と規定し、行為主体を規定していないから、文章として成立しておらず、無効である。

2 第9条は「**支援施設の管理は・・・指定管理者に行わせる**」と規定し、行為主体を規定していないから、文章として成立しておらず、無効である。

「市長」は、「処分」を「指定管理者に行わせる」ことはできない。

#### ⑥ あきる野市高齢者在宅サービスセンターの設置及び管理に関する条例

### 第3条（業務）

サービスセンターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高齢者的心身機能の維持向上及び自立生活の援助に関すること。
  - (2) 在宅高齢者を看護する家族の介護負担の軽減を図るための指導、研修等に関すること。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するため 市長が必要と認める業務に関するこ

#### 第6条（サービスセンターの管理）

サービスセンターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第

3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

第7条（指定管理者が行う業務） 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に規定する業務に関すること。

▲ · ▲

- 1 第3条の「サービスセンターは」、「業務を行う」という行為主体ではないから、文章として成立しておらず、無効である。
- 2 第6条には、行為主体の規定がないから、文章として成立していないから無効である。
- 3 第7条の「指定管理者は、次に掲げる業務を行う」の「(1) 第3条各号に規定する「(2) 前号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために関すること。」の第2号の「市長が必要と認める業務」に「処分」が含まれる場合は、当該「処分」条項は権力条項となるから、地自法第14条に反し違法である。

▲ · ▲

⑦ あきる野市観光施設の設置及び管理に関する条例

第3条（業務）

観光施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 観光レクリエーションの振興に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務に関するこ

第7条（観光施設の管理）

観光施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

第8条（指定管理者が行う業務）

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に規定する業務に関すること。

▲ · ▲

- 1 第3条の「観光施設は」、「業務を行う」という行為主体ではないから、文章として成立しておらず、無効である。
- 2 第7条の「観光施設の管理は・・・行わせる」は、行為主体が不明であり、文章として成立していないから無効である。
- 3 第8条の「指定管理者は、次に掲げる業務を行う」の「(1) 第3条各号に規定する「(2) 前号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために関すること。」の第2号の「市長が必要と認める業務」に「処分」が含まれる場合は、当該「処分」

条項は権力条項となるから、地自法第14条に反し違法である。

## ⑧ あきる野市産業文化複合施設の設置及び管理に関する条例

### 第3条（事業）

産業文化複合施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業文化複合施設及びこれに附属する設備(以下「施設等」という。)の利用に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、あきる野市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事業に関すること。

## 第7条（利用の承認）

施設等を利用しようとする者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

#### 第9条（産業文化複合施設の管理）

委員会は、産業文化複合施設の管理を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244

条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

#### 第10条（指定管理者が行う業務）

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

第3条の「産業文化複合施設は・・・次の事業を行

- あるべき主語は、団体として

第7条は、権力条項である。  
第7条の「委員会の承認」は、「承認」が処分であり権力条項であるから、「委員会」が「団体」であれば誤りであり、教育委員会の処分庁である「教育長」とされるべきである。

- <sup>3</sup> 第9条は、「委員会」が「団体」であれば非権力各項である

第9条が引用する地方自治法第244条の2第3項の規定の冒頭は、「普通地方公共団体は」であるから、あきる野市でこれに該当するのは「団体」としての「あきる野市」（以下、「市」という。）であり、地自法第153条2項により、「長の権限」が同条の「行政庁」である「団体」としての「委員会」に委任されている条項があれば、「委員会」もこの「団体」に該当するから正当である。

- 4 第10条は、権力条項である。

第10条で「指定管理者」の「業務」とされる第1号の「**第3条各号に掲げる事業に関すること**」の中に「設備の**利用**に関するこ**と**とに「**利用承認**」という「処

分」が含まれる場合は、に地自法第14条に反し違法であり、本条項は無効である。

▲ · ▲

⑨ あきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例  
(文化ホールの管理)

第3条 (事業)

文化ホールは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化ホール及びこれに附属する設備の使用に関する事。
- (2) 市民の文化活動を推進するための事業に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、あきる野市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める事業に関する事。

第8条 (使用の承認)

文化ホールを使用しようとする者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならぬ。

第19条 委員会は、文化ホールの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

第23条 (準用規定)

第5条から第9条まで、第11条、第13条から第16条まで及び別表の規定は、第19条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第5条ただし書、第6条ただし書及び第7条ただし書中「委員会が特に必要があると認めるとき」とあるのは「指定管理者が委員会の承認を得たとき」と、第8条、第9条、第11条第2号及び第4号、第13条ただし書並びに第14条から第16条までの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条(見出しを含む。)及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と◆読み替えるものとする。

▲ · ▲

- 1 第3条の「文化ホールは・・・次の事業を行う」には、主語がない。
- 2 第8条の「委員会の承認」は、「承認」が処分であり権力条項であるから、誤りであり、教育委員会の処分庁である「教育長」とされるべきである。
- 3 第19条が引用する地方自治法第244条の2第3項の規定の冒頭は、「普通地方公共団体は」であるから、あきる野市でこれに該当するのは「団体」としての「あきる野市」(以下、「市」という。)であり、地自法第153条2項により、「長の権限」が同条の「行政庁」である「団体」としての「委員会」に委任され

ている条項があれば、「委員会」もこの「団体」に該当するから正当である。

4 第23条（準用規定）の「読み替え」に関する条項において、権力条項として本来「教育長」と規定されるべき条項については、「指定管理者を、地自法第153条2項の行政庁とする」旨の条例がなく、処分権限の委任は成立しないから、非権力条項における「委員会」を「指定管理者」と「読み替える」ことはできても、本来あるべき処分庁としての「教育長」を「指定管理者」と「読み替える」ことはできない。

▲ · ▲

#### ⑩ あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例

##### 第3条（管理）

前条に規定する体育施設は、あきる野市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

2 委員会は、別表第2に掲げる体育施設の管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

第4条 体育施設は、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体育施設及びこれに附属する設備（以下「体育施設等」という。）の使用に関すること。
- (2) 体育施設における体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するため、委員会が必要と認める事業に関すること。

##### 第8条（使用の承認）

体育施設等を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。

##### 第19条（指定管理者が行う業務）

第3条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 体育施設等の維持管理に関すること。

##### 第26条（準用規定）

第5条から第10条まで、第12条から第18条まで、第22条から前条まで及び別表第3から別表第5までの規定は、第3条第2項の規定により指定管理者が管理を行う

場合について準用する。この場合において、第5条第2項及び第6条第2項中「委員会は、特に必要があると認めるとき」とあるのは「指定管理者が委員会の承認を得たとき」と、第7条第2項、第8条、第9条、第10条ただし書、第12条第2号及び第3号、第14条、第15条第2項、第16条、第18条、第22条ただし書並びに第23条第2項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第12条（見出しを含む。）及び別表第5中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第25条中「市」とあるのは「市又は指定管理者」と◆読み替えるものとする。

▲…………▲

- 1 第3条2項が引用する地方自治法第244条の2第3項の規定の冒頭は、「普通地方公共団体は」であるから、あきる野市でこれに該当するのは「団体」としての「あきる野市」（以下、「市」という。）であり、地自法第153条2項により、「長の権限」が同条の「行政庁」である「団体」としての「委員会」に委任されている条項があれば、「委員会」もこの「団体」に該当するから正当である。  
第3条は、非権力、民事事件条項であるから、「団体」としての「委員会」は正当である。
- 2 第4条の「体育施設は・・・次の事業を行う」という規定は誤りであり、「委員会は」が正当である。
- 3 第8条の「委員会の承認」は、権力条項、行政事件条項であるから、「団体」である「委員会」に当該「承認」の処分権限はないから誤りであり、地自法第14条に反し違法である。「委員長」が正当である。
- 4 第26条（準用規定）の「読み替え」に関する条項において、権力条項として本来「教育長」と規定されるべき条項については、「指定管理者を、地自法第153条2項の行政庁とする」旨の条例がなく、処分権限の委任は成立しないから、非権力条項における「委員会」を「指定管理者」と「読み替える」ことはできても、本来あるべき処分庁としての「教育長」を「指定管理者」と「読み替える」ことはできない。

▲…………▲

## ⑪ あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例

### 第3条（管理）

公民館は、あきる野市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

2 委員会は、公民館の管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせることができる。

第4条

公民館は、第1条の目的を達成するため、法第22条に規定された事業を行う。

## 第8条（使用の承認）

公民館を使用しようとする者は、あらかじめ**委員会の承認**を受けなければならぬ。

## 第16条（使用承認の取消し等）

委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

### 第19条（指定管理者が行う業務）

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ### (1) 公民館の利用に関すること。

1 第3条2項が引用する地方自治法第244条の2第3項の規定の冒頭は、「普通地方公共団体は」であるから、あきる野市でこれに該当するのは「団体」としての「あきる野市」（以下、「市」という。）であり、地自法第153条2項により、「長の権限」が同条の「行政庁」である「団体」としての「委員会」に委任されている条項があれば、「委員会」もこの「団体」に該当するから正当である。

第3条は、非権力、民事事件条項であるから、「団体」としての「委員会」は正当である。

- 2 第4条の「公民館は・・・事業を行う」という規定は誤りであり、「委員会は」が正当である。
  - 3 第8条（使用の承認）は権力条項であり、「委員会の承認」は、「委員会派「団体」であるから「承認」という公権力の行使としての「処分」をする権限はないから誤りである。「教育長の承認」が正当である。
  - 4 第16条（使用承認の取消し等）は、権力条項であり、「委員会は・・・承認を取り消し」という規定は誤りであり、地自法第14条に反し違法であり、無効である。「委員長は」が正当である。」
  - 5 第19条（指定管理者が行う業務）において、「指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。」として、1号で「公民館の利用に関すること。」と規定しているが、これに「処分」が含まれる場合は、地自法第14条に反し違法であり、本条例は無効である。

### 第3 陳情の理由

1 指定管理者に係る条例で、地方自治法第244条の二第3項を引用する条項において、主語を「市長」等の「団体の長」とする規定があり、条例制定の法定要件である、地方自治法第14条の「法令に違反しない限り」に反し、違法である。

#### 【地方自治法第14条】

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に  
関し、条例を制定することができる。】

2 あきる野市が所管する「公の施設」で指定管理者に係る条例の中で、「行う」、  
「行わせる」に対応する行為主体である主語が欠落している条項があり、

3 あきる野市教育委員会が所管する条例（⑧～⑪）において、「委員会は」という規定がされているが、この「委員会」が、権力条項にも非権力条項にも使用されており、「団体」（行政庁）を意味するのか「団体の長」、（処分庁）すなわち「委員長」を意味するのか、不明である。

同委員会が所管する同条例において、処分庁すなわち「団体の長」であるあきる野市教育委員会

団体としての「委員会」は、非権力機関であり、契約等の民事事件当事者能力を有するが、公権力行使としての処分はできない。逆に、「団体の長」としての「委員長」は権力機関であり、行政事件当事者能力を有するから、処分をすることはできるが、契約等の民事事件当事者能力を有しないから、契約の当事者名義人になることはできない。